

報告事項 No. 1

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 件名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

(2) 内容

令和4年第2回市議会定例会に提出を行う議案のうち、教育に関する事務に係る案件である川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について及び川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、異議のない旨の意見を提出した。

2 臨時代理を行った日

令和4年2月9日

3 臨時代理を行った理由

令和4年3月2日開催の教育委員会定例会以前に、令和4年2月14日に開会する市議会へ提案される条例に対して意見を提出する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

3川教庶第1121号

令和4年2月9日

川崎市長様

教育長

令和4年第2回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について（回答）

令和4年2月3日付け3川総庶第1594号にて依頼のありました標記の件につきまして、次に示す議案に係る教育に関する事務の部分について、意見はありません。

<令和4年第2回市議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの>

議案第3号 「川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第5号 「川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」

教育委員会事務局総務部庶務課担当

電話 200-3260

内線 50101



3川総庶第 1594 号
令和 4 年 2 月 3 日

教 育 長 様

川 崎 市 長

令和 4 年市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
(依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、令和 4 年に開催される市議会定例会及び臨時会に提出を予定する各議案について、教育に関する事務の部分における貴委員会の意見を求めます。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抄）
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(総務企画局総務部庶務課担当)

電話 200 - 2046

内線 21311

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市教育 委員会事務 局民間活用 事業者選定 評価委員会	教育委員会が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10 人以 内	学識経験者	2年
---	--	---------------	-------	----

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会を設置し、及び川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会を廃止するため、この条例を制定するものである。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。 (組織)</p> <p>第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。 (委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。 (組織)</p> <p>第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。 (委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>

改正後					改正前				
3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。					3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。				
(第6条～別表第1 略)					(第6条～別表第1 略)				
別表第2 (第2条～第5条関係)					別表第2 (第2条～第5条関係)				
教育委員会の附属機関					教育委員会の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会	教育委員会が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	教育委員会 <u>事務局</u> が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年	川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年
川崎市橘樹(たちばな)官衙(かんが)遺跡群調査整備委員会	橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市橘樹(たちばな)官衙(かんが)遺跡群調査整備委員会	橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「438人」を「460人」に改め、同号イ中「7, 116人」を「7, 246人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

制 定 理 由

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,365人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>460人</u>以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,246人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 1,433人以内</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,267人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>438人</u>以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,116人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 1,433人以内</p> <p>(以下 略)</p>